



相手に生きる

学校教育目標 「相手に生きることによって自己を生かす」
西中スタンダード「あいさつ」「歌」「清掃」「花」「服装」「時間」

市長表敬訪問・北信越大会等の活躍

夏休み中、合唱部の東信地区大会とハンドボール部男子・女子の北信越大会がありました。

北信越大会に先立って、男女の代表それぞれ2名が7月29日に、千曲市長さんへ表敬訪問を行い、決意を述べ、市長さんから激励の言葉をいただきました。



なお、大会の結果は以下のとおりです。

【地区大会結果】

《合唱部 坂城中合唱部と合同出場》

東信地区大会 8月 2日(土) 丸子文化会館 セレスホール 【結果：銅賞】

【北信越大会結果】

《ハンドボール部男子》 8月6日(水) 柏崎市総合体育館(新潟県)

(準々決勝)・西中25-35氷見北部中(富山) 【結果：ベスト8】

《ハンドボール部女子》 8月6日(水) 柏崎市総合体育館(新潟県)

(準々決勝)・西中16-30氷見北部中(富山) 【結果：ベスト8】

更埴地区中学校部活動大綱を受けて部活動を見直しました

7月に「更埴地区中学校部活動大綱」が坂城町・千曲市教育委員会から示され、これを受けて更埴西中学校の部活動(文化系部活動も含む)は、以下のとおり行っています。2学期に入って、本校も原則として朝部活をやめました。「朝、勉強する余裕ができた。」「睡眠時間が少し長くなった。」という生徒の声も聞かれます。10月の新人戦に向けて、朝部活を行う部もありますが、以前にご家庭へも配付しました「長野県中学生期のスポーツ活動指針」で指摘されていることを大事に受け止め、生徒の健全な心身の発達や将来の長野県のスポーツ振興のため活動をしていきます。

1 適切な活動時間と休養日の設定【大原則】

- (1) 平日の総練習時間は、2時間程度(5時間日課の場合でも最長3時間以内)とします。
- (2) 平日に1日、土日に1日の休養日を設けます。(本校は平日月曜日がノー部活デーです。)
- (3) 大会練習試合などで土日両日に部活動が行われた翌週は、平日に2日間の休養日を設けます。
☞普通の練習も含め両日行った場合は、月曜日以外にもう1日ノー部活デーをとります。
- (4) 休日の練習は、午前午後にわたらないようにします。また、テスト3日前は部活動を行いません。

2 朝の部活動について

朝の部活動は行いません。ただし、以下の場合は30分以内で行ってもよいことにします。

- (1) 「日没が早くなるため放課後の部活動時間の短い11月～3月」
- (2) 「中体連の夏大会及び秋の新人大会のそれぞれ4週間前から」

ただし、平日の休み（秋分の日など）に部活動を行った時は、翌日の朝部活は行いません。

朝部活は7時25分～7時55分とし、7時10分より前に登校しないことを守ってください。

3 社会体育について

部活動と社会体育等の関係を明確に区別し、放課後の部活動は学校管理下の部活動に一本化し、学校単位で行われている部活動の延長としての社会体育等を行いません。

なお、2・3学期の部活動は最長17時45分まで。完全下校18時です。下校時の生徒の皆さんの交通面を含めた安全対策について学校としても十分配慮しますが、ご家庭や地域の方のご協力もお願いします。（早めの下校を希望される場合は、顧問または学級担任までお申し出ください。）

4 その他

来年度からは、学校一斉のノー部活デーを月曜日から水曜日に変更する予定でいます。ご承知おきください。なお、「更埴地区中学校部活動大綱」は、年度末に見直しをする予定でいます。部活動運営にかかわってのご意見は、中学校まで遠慮なくお寄せください。窓口は、部活動係（佐久間教諭）または教頭です。

8 / 20 に非違行為根絶校内研修を行いました

～職員自身の資質向上のために～

更埴西中学校では、子どもたちが安心して、安全に学校生活を送れ、保護者や地域の皆様からも信頼される学校づくりをするために、常々、更埴西中学校全職員で、綱紀の粛清について確認をしています。夏休み中に、職員研修会を学校評議員の柴田文啓様のご指導もとに行いました。毎年確認し合っている「非違行為防止宣言」をあらためて確認し合い、更埴西中学校職員として厳正な服務規律の確保と教育公務員の倫理確立に努めていきます。また、家族並びに同僚職員、そして生徒・保護者・地域の方々の期待と信頼に応えるために、率先して非違行為の根絶に取り組んでいきます。宣言そのものは、当たり前な内容です。今後も更埴西中教育について、更にご支援とご協力を賜りたいと思います。よろしくお祈りします。



本校では「スクールセクハラ相談窓口」を開設しています。いじめ・学校へ行きづらい・自分のこと・家族のこと・スクールセクハラ・体罰・その他、生徒の皆さんも保護者の皆さんも何でも遠慮なくご相談ください。窓口は保健室（担当：所養護教諭）です。また、スクールカウンセラーの先生への相談申し込みは、中学校（担当：塚田教諭）までお問い合わせください。〔中学校電話（272）1515〕

【体罰に関する県の相談窓口】

- 子どもや保護者の声をお聴きします・・・

「**子どもの権利支援センター**」（心の支援室内） **026-235-7458**

- 小・中学校に関することは・・・

義務教育課 026-235-7426

- 部活動・社会体育に関することは・・・

スポーツ課 026-235-7448

- 青少年に関することは・・・

「**なんでもハロー青少年**」（次世代サポート課内） **026-235-7100**

- ☆ 義務教育課では、封書、電話、ファックス、メール等で相談ができます。下記の宛先等をご活用ください。

宛 先 長野県教育委員会義務教育課 「体罰に関わる相談窓口」宛
住 所 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2
電 話 026-235-7426（直通）
FAX 026-235-7494 E-mail taibatsu-sodan@pref.nagano.lg.jp

（文責：長谷川）